浜松市発達医療総合福祉センターのご利用に際しての利用料金の額は下記のとおりとなっています。 なお、この利用料金の額は「浜松市発達医療総合福祉センター条例」に基づき、浜松市長の承認をい ただいております。

【障害者体育館】

利用区分			利用料金の額
全面	障害者団体等	1時間につき	470円
	上記以外の方	1時間につき	940円
2分の1以下	障害者団体等	1時間につき	235円
	上記以外の方	1時間につき	470円

備考

- 1 この表において障害者団体等とは、市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者の団体をいいます。
- 2 利用時間の開始は午前8時30分から利用する場合を除いて正時からとし、利用時間の終了は正時までとします。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の超過又は繰上げに係る利用料金は、 1時間について次のとおりです。
 - (1) 所定の開館時間内に使用する場合は、所定の利用料金に相当する額をいただきます。
 - (2) 所定の開館時間外に使用する場合は、所定の利用料金の1.5倍に相当する額をいただきます。
 - 2分の1以下の使用の場合はそれぞれ、上記の額の5割となります。
- 4 計算した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、端数を切り捨てて計算します。

【障害者プール】

利用区分	利用料金の額
浜松市発達医療総合福祉センターを利用されている方等で市内に住所をする方	無料
浜松市発達医療総合福祉センターを利用者されている方等で市内に住所を有しない方 1人1回につき	50円
上記以外の方 1人1回につき	100円

備考

- 1 浜松市発達医療総合福祉センターを利用されている方等とは、次の方をいいます。
 - (1) 総合福祉センターを利用されている方
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知 的障害と判定された方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びこれらの方を 介護する方